

第37類 写真用又は映画用の材料

注

- 1 この類には、くずを含まない。
- 2 この類において「写真用」とは、光又はその他の放射線の作用により、感光性（感熱性を含む。）を有する表面に直接又は間接に可視像を形成するために使用することをいう。